# 記録だめたより ©NAGAWA



去る12月1日(火)、女川町まちなか交流館を会場に「第16回女川町社会福祉推進大会」 を開催しました。

本大会では、永年にわたり本町の地域福祉の推進に貢献いただいた方々への表彰と、本会活動を見守り応援して下さった個人・団体への感謝状の贈呈を行わせていただきました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、規模を縮小しての開催となりましたが、須田善明町長をはじめとするご来賓の皆様や日ごろから地域活動にご尽力

いただいている本支部長に会場へ足を運んでいただき開催することができました。

本大会を通し、誰もが震災の体験を活かし、お互いを思いやりながら生きることがあたり前の文化や習慣として根づいた町「おながわ」であると自負できるよう、今後も住民とともに歩む『地域づくり』を進めていくことの大切さを、改めて確認できた大会でした。

# 永年の功績を称えて

先の「第16回女川町社会福祉推進大会」で、長きにわたり、それぞれのお立場で本町の地域福祉の推進にご尽力いただいた皆様へ、表彰状・感謝状を贈呈させていただきましたので、御紹介させていただきます。

		表	彰			状			
٥	<u> </u>	}			受		章 :	者	
支	<b>立</b> [7	E		オ	7	村	初	雄	
	部	長		Z	_ ]	森	洋	_	
				चि	j	本	恒	雄	
社会福祉団体の役員				才	<u> </u>	村	∃	Ę	
				홁	<u>T</u>	藤	俊	美	
				ßc	]	部	淑	子	
				<b>オ</b>	ζ	村	和	子	
				汁	b 		徳	子	
				沒	<u></u>	取	礼	子	
				芴	<u></u>	間		勝	
				ßc	]	部	る	み子	
			株	式	会	社	石	森商	店
			株	式会	社	女丿	IJŦ	<b>-</b> タ-	-ス
			丸	五	商	事	株	式会	社
								ナガ	
								金バ	
11± CU A			株		-	会			政
特別会員として10年 以上にわたり本会の 運営に貢献した者		•						式会	
		女川商工事業協同組合							
及び団体			宮城県開発株式会社女川採石事業所						
			東北電力株式会社女川原子力発電所						
			東北発電工業株式会社女川支社						
								・テッ	-
		·-					式会	·	
								-= O	-
		宮坎	域原−	子力	)サ-	- Ľ,	ス株式	会社	

感	謝    状
区分	受 賞 者
	阿部美代子
	小松敏光
	阿部正勝
	まるご鈴木興業株式会社
社会福祉事業寄付者	丹 野 利 文
	国際ソロプチミスト石巻サンファン
	瑞穂野地区まちづくり協議会
	株式会社ブリッジ
	社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会
	四日市メリノール学院
	木村ヨミ
	平塚徹
	三 宅 仁 子
	鈴木建設株式会社
賛助会員として10年	遠藤悦子
以上にわたり本会の	須田年春
運営に貢献した者 及び団体	ウツエバルブサービス株式会社
及り団件	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	平 山 トキ子
	安 倍 ことみ
	齋藤俊美
	鈴 木 誠 喜





# うみねこ園だより



いつもなら…イオンスーパーセンター石巻東店さんに昼食などを提供いただき、イオンのスタッフさんと 一緒に盛り上がるクリスマス会。けれど…コロナ禍…そういうわけにもいかず、うみねこ園のみで行うこと となりました。それでも、クリスマス会当日は、一緒に楽しいひと時を過ごすことは叶いませんでしたが、 イオンさんに助六弁当とオードブル、そしてクリスマスケーキのプレゼントを届けていただきました。それ が利用者さんたちにとってはサプライズだったようで、かなり嬉しかったのか、とても丅寧にお礼をする姿 が印象的でした。美味しい食事に舌鼓を打ったあとは、ビンゴ大会やダンスタイムで盛り上がりました。自 粛続きの利用者さんにとっても、いつもより寂しいながらも楽しいクリスマス会となったようです。

また、このクリスマス会やクリスマスシーズンを盛り上げてくれたのが、本物のモミの木のクリスマスツ リーです。浦宿一区在住の平塚文通さんと、知己さんの叔父である旭が丘区在住の阿部福一さんが設置して くれたもので、立派なツリーとそれを彩るイルミネーションに、何度も立ち止まっていた利用者さんたちで した。

他にもボランティアの阿部さんと小豆畑さんからはクリスマスプレゼントをいただくなど、今年もたくさ んの方にお世話になったクリスマスとなっています。コロナ禍のなか、多くのつながりを感じたクリスマス にあらためて温かい気持ちになりました。

みなさんありがとうございました。

# 趣向を凝らして体を動かす!

毎年秋に行う[ミニ運動会]は、ここ数年は保護者のみなさんとの対抗戦を行っていたので すが、この状況下ということもあり、うみねこ園を2チームに分けての対抗戦として開催す ることにしました。

競技は、定番の「パン食い競争」、「玉入れ」などに加え、いかに多くのボールを1度に運べ るかを競う競技や仮装をしてそのコーディネートを競う競技などさまざま。表彰式では、熱 戦を繰り広げた競技の数々に感極まって泣き出す利用者さんも。本当にみなさんお疲れさま

そして、今回のミニ運動会に参加できなかった保護者のみなさんからは、差し入れもいた だき、そのうえ久しぶりに体を思いきり動かすことができて、とても充実した時間を過ごし ました。

仮装姿…まんざらでもない ご様子です。

- ・女川町更生保護女性会より、多くの手作りマスクをいただきました。 ・阿部苑子さんより、雑巾をいただきました。
  - どちらも大事に使わせていただきます。ありがとうございました。

# 『成年後見制度(せいねんこうけんせいど)』をご存じですか。

近年になり、様々な場面で聞かれるようになった「成年後見制度」という言葉。この制度は、平成12年、障がいのある方も家庭や地域社会で暮らせる社会にしようという『ノーマライゼーション』と、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産と権利を守るためにという目的で、介護保険制度とともにスタートした制度です。

# 成年後見制度 とはどのよう な制度なの?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分となった方々が、不動産や預貯金などの財産の管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ等の行為が必要になっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んで

しまい、悪徳商法の被害に合うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護・支援することで、その方々の尊厳を守ります。

# 成年後見制度 は身近になり つつある制度 です。

家族形態の変化に伴い、家族機能の衰弱化や高齢者独居世帯や高齢者世帯の増加

により、年々、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあります。 平成29年12月末時点での利用者数については、

①**成年後見**が最も多く、次いで②**保佐**。そして、③**補助**の順となっています。



#### - 各類型における割合-

また、制度利用にあたっての申立を行う「申立人」については、①本人の子が最も多く全体の**約27.2%** を占め、次いで②市区町村**約19.8%**、③本人が**約14.2%**の順となっています。(平成29年時点)



例えば、子供がいても離れた場所に住んでいると、日常の金銭管理や身上監護などを行うことが難しい場合があります。このような場合に、子供が申立人となり、後見等開始の手続きを家庭裁判所に行うケースが増えています。

また、近年では、市区町村が申立人になるケースも増えている現状です。『無縁社会』と言われるようになり、家族と疎遠となるケースや身内がいないというケースも少なくありません。その場合、その方の権利を守るために後見制度が必要だと判断した際に、市区町村長が申立人となり後見等開始の手続きを行います。

# 成年後見制度に はどのようなも のがあるの?

「成年後見制度」は大きく分けると、『法定後見制度』と『任意後見制度』の2 つがあります。法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立により家庭裁 判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的 に支援する制度です。(成年後見制度の利用の促進に関する法律)

なお、任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となった時に備えるための制度になります。ご本人が元気で判断能力があるうちに、今後、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくものです。

#### 法定後見制度

多くの方が利用されている「法定後見制度」は、更に、**後見、保佐、補助**の3類型に分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

なになに?! 『後見』、『保佐』、『補助』??

#### 後見の対象となる方とは?

後見は、日常の買い物が全くできない等の状態、つまり判断能力が全くない方が対象となります。後見人には、被後見人の財産管理や法律行為を代わりに行う代理権と取消権が与えられます。取消権とは、被後見人が行った法律行為を取り消すことができる権限です。

#### 保佐の対象になる方とは?

保佐は、日常的な買い物等は一人でできるけれど、たとえば重要な財産行為を行う際には、誰かの支援があったほうが良い方を対象とします。保佐人には、被保佐人が行う重要な財産に関する行為について、同意権、取消権が与えられます。重要な財産に関する行為は、法律で定められています。これらの行為を被保佐人が行うためには、保佐人の同意が必要となり、万が一、保佐人の同意なく被保佐人がこれらの行為を行った場合、取り消すことができます。

#### 補助の対象になる方とは?

補助は、日常的な買い物等は一人でできるけれど、たとえば家を新築するなどの重要な財産行為について、一人で行うことが不可能ではないが適切に行えない恐れがあり、他人の援助を受けたほうが安心である、というような方を対象とします。補助人には、家庭裁判所の審判により、被補助人が行う法律で定められた行為の一部について、同意権・取消権が与えられます。



HP「LIFULL介護」 成年後見制度とは?スッキリわかる3つのポイント より抜粋

# 生活支援コーディネーターの 「いいものみ~っけ!」 NO.11

# 新型コロナウイルスに負けるな 新しい生活様式の中で地域づくり []

## 生活支援体制整備第2層協議体 開催

令和2年10月16日、11月18日に第2層協議体の一つである 福祉活動推進員情報交換会を東エリアと西エリアの2つに分けて 開催いたしました。

コロナ禍において地域行事・活動の自粛が続いている状況下で、 それぞれの地域の様子や感染対策をしながら取り組んでいる活動





や、現在の状況だからこそ気づいたことなどを協議し、共有する場 となりました。

また、これからの地域づくりにつながる意見等も多くあり、今後は、『更に地域での共有の場(地域づくり会議)を増やせれば』と考えております。

「是非わが地区でもっと話したい!」という声がありましたら、伺 わせていただきますのでいつでもお声がけください。

## 地域ズームアップ ①

# 宮ケ崎区"新生活スタイル"を考えた秋祭り

今年は新型コロナウイルスの影響により、各地区での行事・活動の自粛が続いています。

そのようななか、宮ケ崎区では、役員会の中で「活動が中止になっていることは仕方がないが、それでいいのだろうか」、「コロナ禍でも出来ることはないか」と、意見を出し合い11月22日(日)『新スタイルでの秋祭り』を行いました。

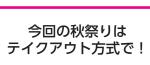
宮ケ崎区の齋藤区長さんからは、「今回の目的は、集まって楽しく行うことは出来ないが、**"今できること"や"顔の見えるつながり"**を意識して開催することにした」と、力強いお話をお聞きいたしました。



体調や様子もお聞きしながら 検温!



(来れない方)へ配達も!



# 地域ズームアップ ②

## 「コロナ禍でも前向きに」大原北区





#### 県内初! ~共同花壇の取り組みで受賞~

昨年、11月17日(火)仙台市内で開催されたすばらしいみやぎを 創る運動「県民のつどい」のなかで、災害公営住宅内の共同花壇への 取り組みが認められ、宮城県内初となる「仮設住宅・災害公営住宅 コミュニティづくり賞」を受賞しました。

大原北区では年に2回、共同 花壇の花の植え替え作業を自分 たちで行っています。大原北区

の鈴木区長さんは「花壇をいつもきれいにすることが、日常生活の中で 皆さんの生きがい・楽しみの一つになっているようです。

自分が出来ること・社会参加にもつながっていることが何よりもうれ しいです。」と話します。





#### 婦人部の"集い" 毎年恒例行事 "粘土で干支づくり"

婦人部の活動には、お茶会、食事会等のお楽しみ行事もあります。特に食事会では皆さんがそれぞれに用意した持ち込みもたくさんあり、婦人部の皆さんはとても楽しみにしているのですが、現在は、新型コロナウイルスの影響によりほとんどの行事が中止となっています。また、例年食事会のなかでは、「干支づくり」も行っており、一番のお楽しみ行事ともいえます。

講師兼婦人部のメンバーでもある鈴木洋子さんは、「楽しみにしてもらっているからこそどうにか今年もやれないものかしら」と役員の皆さんと考えに考え、2回に分けて、お食事会はせずに創作のみを行うこととして実施することができました。

感染症予防の観点から、今回は創作のみの活動になりましたが、皆さんのやりたい!という想いを形に、 各10名程に人数を抑え、もちろん感染症対策もしながら新年の干支を作りあげました。

そして、作った作品は、社協のお掃除当番マスコットとして職員の机を渡り歩いておりますので、社協に お越しの際はぜひマスコットを探してみてください。



今年はぼく! モーッ!コロナ なんかに 負けないぞ!





次は君だ! よろチューく 頼むよ!



# 皆様の善意に感謝申し上げます。

皆様から頂く寄附金は、広報紙の発行や小中学校で行う福祉学習、ボランティアセンター事業や生活困窮者への支援などに充当させていただいております。

# **寄附金**(敬称略)(11月11日~1月10日受付分) **行政区等 氏 名 全**

行政区等	氏 名	金額
大 沢	大沢実業団	10,000円
東京都	㈱ブリッジ	50,000円

# 土日無料法律相談会

法テラス東松島では、土日に法律相談を実施しており、無料で弁護士による法律相談を受ける事ができます。

但し、新型コロナウイルス感染拡大状況により、 中止となる場合がございます。また、事前予約を優 先させていただいておりますのでご了承下さい。

# 相談実施日時 2/13(土)・2/27(土) 受付時間10時~16時

#### 法テラス東松島

東松島市矢本字大溜1-1 市コミュニティセンター西側 TEL: 050-3383-0009

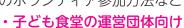
受付時間:平日9時~17時 相談時間:平日10時~16時

## ご活用ください!『**子ども食堂支援相談窓口**』

#### 相談受付内容

#### ・一般の方向け

子ども食堂への食材等の 寄付申込、子ども食堂の新 規立ち上げ、子ども食堂へ のボランティア参加方法など



団体運営に関すること、活動の継続・再開相談、 助成金申請の方法など

#### ・問合せ先

○電話での問合せ/みやぎ生協生活文化部

電話番号: 080-4928-6261 受付時間: 平日の10:00~16:00

○メールでの問合せ/NPO法人せんだい子ども食堂

Mail: miyagikodosyoku@gmail.com

受付時間:年中無休

#### • 総合支援資金

対象: <u>新型コロナウイルスの影響を受け</u>、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

# 『マイスペースここてらす石巻』が オープンしました。

安心して行ける場所 安心して過ごせる場所 おかえりと言ってもらえる場所

マイスペースここてらすは、創作活動や運動、 ゲームなど、あなたに合った過ごし方で自由に過 ごせるスペースです。

#### •場所

○石巻市羽黒町2丁目6-51 石巻駅から徒歩10分

#### • 対象者

○ひきこもりの状態にある、義務教育終了後から おおむね50歳までの方を対象として居場所の 支援を行っております。

#### • 利用可能日

○毎週月・水・金曜日

問合せ先「マイスペースここてらす」

TEL: 0225-25-7609

Mail: coco-ishinomaki@personal-support.org 運営主体 一般社団法人パーソナルサポートセンター 事業名「宮城県ひきこもり居場所支援モデル事業」

# 生活福祉資金・特例貸付期間延長のおしらせ

## 申請受付期間12月末⇒3月末まで延長

社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響 により、生活に困窮している世帯を対象に貸付を行っています。

#### •緊急小口資金

対象: 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

**※各資金の条件・貸付額・必要事項等の詳細については下記までお問合せ下さい。** 

問合先:女川町社会福祉協議会(地域福祉センター内) TEL:0225-53-4333